

重要事項説明書

【契約概要・注意喚起情報のご説明】

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項【契約概要】とお客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】を記載しています。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、ウィズ少額短期保険お客様センターまでお問い合わせください。

01. 商品の仕組み

契約概要

(1)「モバイル端末保険(※)」は、スマートフォンをはじめとする通信端末製品(以下「対象端末」と記載します。)に、故障、破損、水濡れが生じた場合において、被保険者が被る損害を補償する商品です。

※「モバイル端末保険」は、「通信端末修理費用保険」のペットネーム(愛称)です。

(2)この保険の保険金額(補償限度額)は5万円、保険料は月額450円(非課税)となります。

(3)保険料は月払となり、お支払方法は、保険契約者ご本人名義のクレジットカードまたは保険契約者によるキャリア決済による払込みとなります。

02. 被保険者および保険の対象の範囲

契約概要

(1)被保険者

この保険の被保険者は、対象端末を所有または使用する、契約内容確認証記載の方(個人)となります。

(2)保険の対象の範囲(対象端末)

当会社に対象端末(スマートフォン1台に加え任意追加2台までの計3台を上限)として通知された、被保険者が所有または使用するスマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機(※1)またはスマートウォッチ(※2)で、Wi-Fi接続機能を有するものとなります。

(※1)当会社が認めた機種に限り、2025年4月1日時点では、Nintendo Switch(任天堂)およびNintendo Switch Lite(任天堂)となります。

(※2)Watch OS(Apple)またはWear OS by Google(旧称Android Wear)を搭載した腕時計型(リストバンド型)のウェアラブルデバイスをいいます。

ただし、保険契約の申込み時点において、次の①～⑥に該当し、かつ⑦または⑧のいずれかに該当するものに限りします。

①正常に全機能が動作するもの

②保険期間開始日時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年を超える製品であっても、保険期間開始日を起算日として1年前より後に購入した証明ができる端末

③被保険者の家族、知人、オークション等からの購入または譲渡された端末でないこと

④日本国内で使用する事が認められている通信端末である(技適マークがある)こと

⑤メーカー(正規サービスプロバイダを含む。)が修理対応を行っている端末であること

⑥中古品の場合には、法人が運営している販売店(オンラインショップを含む。)で購入し、購入時点において当該販売店による3ヶ月以上の製品保証(動作保証)が確認できる通信端末であること

⑦日本国内で販売されたメーカー純正の製品。メーカーには、日本メーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含む

⑧移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者(MVNO)を含む。)により日本国内で販売された製品であること

※なお、次のものは対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。

(ア)対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等

(イ)対象端末の電池パック、バッテリー、充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品

この保険では、インターネットによる保険契約申込において所要事項を入力後、当会社へ申込情報が送信され、当会社が受信した時をもって申込手順の完了とします。

申込手順が完了し、当会社が保険契約の引受を承諾した場合には、申込手順完了日の翌日を保険期間開始日とし、第1回保険料が払い込まれたことを条件に保険期間開始日の0時より保険責任が開始されます。

保険期間開始日については、引受承諾メールでお知らせするマイページにてご確認ください。

お申込みと責任開始日

【例】保険申込み: 5月12日の場合
保険料のお支払い方法: クレジットカード払い

5/12

お客様お申込み
(所要事項を入力・
保険料の入金)

5/13

当社が保険契約の
引受を承諾

保険期間・保険責任
開始

第1回保険料が払い込まれたことが条件

この保険の保険金をお支払いする場合と支払い額等は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては普通保険約款をご確認ください。

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額	支払限度回数
(1)修理費用 保険金	当会社は、保険期間中に生じた次に掲げる①から③の事由によって対象端末が損傷し、被保険者が修理費用を負担した場合(有償交換における交換費用を負担した場合を含む。)に、修理費用保険金を支払います。 ①故障②水濡れ③破損	被保険者が負担した修理費用の額	1回の事故につき、契約内容確認証に記載の保険金額(5万円)が限度	すべての対象端末に対する修理費用保険金および修理不能時買替費用保険金を通算して、1保険年度(保険期間開始日から1年ごとの期間)につき2回を限度とします。(※)また、1回の事故に対する修理費用保険金および修理不能時買替費用保険金の支払いは、いずれか一方のみとし、かつ1回に限り
(2)修理不能時 買替費用 保険金	当会社は、保険期間中に生じた次に掲げる①から③の事由によって対象端末が損傷し、修理不能(修理または有償交換ができなかった場合をいう。)となり、被保険者が対象端末の買替費用(注)を負担した場合に、修理不能時買替費用保険金を支払います。 ①故障②水濡れ③破損 (注)被保険者が対象端末の代替品(端末の種類が修理不能となった対象端末と同一であるものに限り。)を購入するのに要した費用をいいます。	被保険者が負担した買替費用の額	1回の事故につき、修理不能となった対象端末の購入金額に50%を乗じた額と契約内容確認証に記載の保険金額に50%を乗じた額(2万5千円)のいずれか低い額が限度	ます。

(※)1保険年度につき2回の保険金が支払われた場合においても保険契約は終了せずに存続するため、保険期間満了日までの保険料は引き続き払い込んでいただく必要があります。また、支払限度回数に到達後に保険期間が満了し保険契約が更新された場合には、1保険年度あたりの支払限度回数はリセットされます。

05. 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

次のいずれかの事由によって生じた損害および次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います
- ②対象端末の自然の消耗もしくは劣化（自然消耗等によるバッテリー、電池の交換を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ③対象端末の欠陥によって生じた損害
- ④購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害
- ⑤対象端末に加工（修理を除きます。）、改造（ソフトウェアの改造を含みます。）を施した場合、加工または改造着手後に生じた損害
- ⑥対象端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います
- ⑦対象端末の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑧保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑨被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑩被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ⑪事故内容等について被保険者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった損害
- ⑫詐欺または横領によって対象端末に生じた損害
- ⑬置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑭対象端末の盗難およびその間に生じた損害
- ⑮戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ⑯核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑰地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑱水災によって生じた損害
- ⑲台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する対象端末に生じた損害
- ⑳日本国外で生じた損害
- ㉑日本国外で修理等を実施した場合の修理費用の損害
- ㉒保険期間始期日前に生じた事故による損害
- ㉓保険期間が終了した日の翌日以降に生じた事故による損害
- ㉔対象端末の修理の際に発生した修理費用以外の費用（見積書・修理報告書等の書面作成費用、送料、データ復旧費用、内部点検費用、システムのアップデート費用等）を負担したことによる損害
- ㉕被保険者が保証等を利用したことにより、てん補された損害

06. 保険期間および保険契約の更新

契約概要

注意喚起情報

(1) 保険期間

この保険の保険期間は、保険期間開始日から1年間です。

(2) 保険契約の更新

- ①当会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新後の保険契約の内容を記載した更新案内を電磁的方法等により通知します。
- ②①にかかわらず、更新前の保険契約において次のいずれかに該当した場合には、当会社は更新契約の引受を行わないものとし、その旨を保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に電磁的方法等により通知します。
 - (ア)当会社が保険金支払のために行う調査に際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
 - (イ)保険金の請求に際して保険契約者または被保険者が虚偽の事実を申告した場合等、保険金詐欺の可能性が強く疑われる場合
 - (ウ)被保険者に係る保険金請求の発生頻度、保険金の請求金額等が他の被保険者と比較して著しく過大であり、保険契約を更新することが被保険者間の公平性を欠くと判断される場合
- ③①の更新通知を受けた保険契約者から保険期間満了日の1か月前までに、保険契約を更新しない旨の申し出が無い場合には、①の更新案内の内容により保険契約は更新されるものとします。
- ④保険契約を更新する場合には、保険契約者は、更新契約の保険期間開始日までに更新契約の第1回保険料を当会社に払い込まなければならない、更新契約の第1回保険料が更新契約の保険期間開始日までに払い込まれなかった場合には、③にかかわらず保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑤保険契約が更新された場合、当会社は更新完了通知を電磁的方法等により保険契約者に行います。
- ⑥当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この場合、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその内容を電磁的方法等により通知します。
- ⑦当会社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。この場合、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその旨を電磁的方法等により通知します。

07. 主な特約とその概要

契約概要

この保険には特約は設定されておりません。

08. 引受条件（契約プラン）と保険料について

契約概要

注意喚起情報

- (1)保険料と保険金額は、**1.商品の仕組み(2)**に記載のとおりです。
- (2)この保険の対象端末から削除(保険契約の解約を含みます。)した端末について、再度対象端末とすること(当該端末を対象端末とする新規契約の申し込み、および別の保険契約の対象端末としての追加登録)はできません。
- (3)保険料の払込方法は月払とし、払込経路は保険契約者ご本人名義のクレジットカードまたは保険契約者によるキャリア決済による払込みとなります。
- (4)保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した時は、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。
- (5)保険期間中の保険金支払が増加し保険金の支払いのための財源が不足する場合、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

09. 保険料の払込

注意喚起情報

(1)第1回保険料

第1回保険料については、以下の方法によるお支払いとなります。

①クレジットカード払の場合

当会社の申込サイトにおいて、支払情報としてクレジットカード情報を入力することによりお支払いください。ご指定のクレジットカードについて、当会社がカード会社へ当該カードの有効性及び利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等確認」といいます。)を行い、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時は、当会社が払込期日(保険期間開始日の前日)当該保険料を受け取ったものとします。

②キャリア決済払の場合

当会社の申込サイトにおいて、キャリア決済の認証を行うことによりお支払いください。移動体通信事業者によるキャリア決済サービスの認証ならびに承認(以下「キャリア決済認証」といいます。)がなされたこと等の確認を行ったうえで、当会社がキャリア決済による保険料の払込みを承諾した時は、当会社が払込期日(保険期間開始日の前日)当該保険料を受け取ったものとします。

(2)第2回以降保険料

第2回以降保険料(更新契約の第2回以降の保険料を含みます。)については、払込期日(第1回保険料の払込期日の翌月以降毎月の応当日)までに、払込経路によりカード会社への有効性等確認または移動体通信事業者へのキャリア決済認証を行い、確認または認証が得られた時に当会社が当該保険料を受け取ったものとします。

(3)保険料の払込猶予期間等

この保険には、保険料の払込猶予期間の設定はありません。そのため、払込期日までに保険料の払込みがない場合の保険契約の取扱いには次のとおりとなります。

保険料	保険契約の取扱い
①第1回保険料が払込期日までに払い込まれない場合	この保険契約は、成立しなかったものとし、当会社は、その旨を保険契約者に電磁的方法等により通知します。
②第2回以降の保険料払込期日までに払い込まれない場合	この保険契約は、払い込まれなかった保険料の払込期日の翌日に失効するものとし、当会社は、その旨を保険契約者に電磁的方法等により通知します。

10. 保険契約の失効

契約概要

9. 保険料の払込(3)②に記載のとおり、第2回以降の保険料が払込期日までに払い込まれない場合には、保険契約は失効します。

11. 告知義務等について

注意喚起情報

- (1)ご契約者または被保険者には、ご契約時、当社が申込ページ等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。
- (2)告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。対象端末についてのご回答内容等によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。
- (3)当社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者および被保険者の住所、通知先(電話番号・通知先アドレス)に変更があった場合には、マイページから変更内容を当社に通知してください。
- (4)保険契約の締結後に、対象端末の入れ替え、追加または削除を行う場合には、マイページから通知を行ってください。対象端末の入れ替え、追加または削除が当社に通知され、当社がこれを承認した場合には、その対象端末の変更の効果は、当社による承認日の翌日から適用され、その内容は契約内容確認証に表示されます。

12. お申し込みの撤回(クーリングオフ)について

注意喚起情報

この保険の保険期間は1年間であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。保険契約の解約をご希望される場合には、マイページよりお手続きください。

13. 解約時の保険料の返還について

契約概要

この保険の保険料は月払ですので、中途解約時の未経過期間に対応する保険料の返還はありません。

14. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

15. セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

16. 保険金の請求手続きについて

注意喚起情報

- (1)事故が発生した場合は、当社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2)保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点はカスタマーセンターまでお問合せください。
- (3)保険金の請求に際しては、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを電磁的方法等により提出いただくことが必要となります。
 - ①保険金請求書
 - ②対象端末の修理の内容および修理金額が記載されている修理費用領収書等
 - ③対象端末の損害状況が分かる画像等
 - ④対象端末の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等および対象端末の代替品を購入した事実が確認できる領収書等
 - ⑤その他当社が保険金の支払可否および損害の額等の確認を行うために必要な書類または証拠
- (4)保険金を請求する権利は、事故が発生したときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

17. 保険証券発行の省略

契約概要

当社は、この保険においては書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者ご自身でマイページにログインして保険契約の詳細内容(契約内容確認証)を確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

18. 保険料控除について

注意喚起情報

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」に限られており、この保険は、これに該当しません。

19. 少額短期保険業者の引受制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1) 損害保険分野については、保険期間は2年以内、保険金額1,000万円以下です。（「モバイル端末保険」は1年です。）
- (2) 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下です。
- (3) 1保険契約者について損害保険分野における引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

20. 補償重複について

注意喚起情報

この保険契約と同様の補償内容の保険または保証（通信事業者が提供しているものを含みます。）にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、本保険への加入の要否をご判断されたうえで、ご契約ください。

21. 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。
なお、お客様の必要に応じ、当社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。
「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F
Tel: 0120-821-144 Fax: 03-3292-0755
受付時間: 平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日および年末年始休業期間を除く）

22. 支払時情報交換制度

注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。
<http://www.shougakutanki.co.jp/>

23. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。
保険契約は保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

24. 他のサービスとのセット販売時における注意事項

注意喚起情報

この保険は、当会社以外の他の会社が提供するサービス等とセットし、1つの商品として販売（以下「セット販売」と記載します。）される場合があります。この場合には、この保険契約のみを途中で解約することおよび更新しないことはできません。セット販売された保険契約を解約する場合および更新しない場合には、セット販売された他のサービスを含む、商品全体の終了となります。

本書面に関するお問い合わせ ご相談・苦情等は

ウィズ少額短期株式会社 関東財務局長（少額短期保険）第119号
〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア16F
<https://www.with-ssi.com>

ウィズ少額短期保険
お客様センター

0120-363-131
受付時間: 10:00～19:00（年末年始を除く）
✉ cs-support@with-ssi.com